

TSUBASAちばぎん
Visaビジネスデビットカード(プラチナカード)

**通信端末修理費用保険
サービスガイド**

本サービスガイドは「TSUBASAちばぎんVisaビジネスデビットカード(プラチナカード)」に付帯される保険の概要を記載したものです。

本サービスガイドを必ずご一読くださいますよう、
お願い申し上げます。

※実際の保険金支払の可否等は、さくら損害保険株式会社の普通約款及び特約等に基づきます。

※保険サービスの内容は、予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。



< 引受保険会社 > さくら損害保険株式会社



特典

修理費用に対する充実の補償金額

通信端末修理費用保険の手厚い補償

対象端末機器に損害が発生した場合、対象端末機器の損害状況に応じて、1回の保険金請求につき、下記「保険金額」の最大金額を上限として、年2回^{※1}お支払いいたします。ただし、1補償期間に支払われる保険金の総額は、下記の「保険金額」が上限になります。

対象となる通信端末機器



スマートフォン

以下いずれかに該当する通信端末機器が対象となります。

- 本会員の入会日または初年度保険開始日(2024年10月1日)のいずれか遅い日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の通信端末機器
- メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本会員の入会日または初年度保険開始日(2024年10月1日)のいずれか遅い日を起算日として1年以内に購入されたことの証明がとれる通信端末機器
- メーカー発売日を問わず本会員の入会日または初年度保険開始日(2024年10月1日)のいずれか遅い日より後に購入されたことの証明がとれる通信端末機器

保険金額

修理可能 ^{※2}	修理不能 ^{※3}
最大 100,000円 ^{※4}	最大 25,000円 ^{※5}

注意事項

- 紛失・バッテリー交換等は対象外です。^{※6}
- 実費の証明となる領収書には、必ず日付と発行店名が必要です。
- 通信機能が内蔵された通信端末機器であり、国内で発売されたメーカー純正品が対象です。^{※7}
- ただし保険開始日時時点で既に壊れている端末は補償対象外です。^{※8}
- 保険金の請求は保険開始日から可能です。
- 保険金の請求は年2回までです。^{※9}
- 対象通信端末機器に事故が発生した場合、対象通信端末機器を引受保険会社に登録し、以降は登録端末が保険の対象となります。登録後、機種変更等により対象通信端末機器に変更がある場合、引受保険会社に対し、登録端末機器変更届出書の提出が必要です。

■通信端末修理費用保険【引受保険会社：さくら損害保険株式会社】

※1 補償期間は、本会員の入会日または初年度保険開始日(2024年10月1日)のいずれか遅い日から1年間です。翌年以降は入会日または初年度保険開始日(2024年10月1日)のいずれか遅い日と同日に保険開始日が設定され、保険開始日から1年間が補償期間となります。また、TSUBASAちばぎんVisaビジネスデビットカード(プラチナカード)の解約日の属する月の末日を以て、補償期間が終了となります。ただし、さくら損害保険株式会社の普通約款及び特約等に基づき、当該期間内であっても補償の対象外となる場合があります。※2 修理可能とは対象となる通信端末機器をメーカーや修理店にて修理した状況を指します。※3 修理不能とは、メーカー・修理店により修理不能と判定された場合を指します。※4

保険金の請求方法

保険金の請求手続きに必要な書類は以下のものになります。内容をご確認のうえ、ご準備いただきご請求ください。

請求に必要な書類

請求手続きに必要な書類は以下のとおりです。詳細については本冊子5ページ「12 保険金請求にあたり必要な書類」をご確認ください。



損害状況が
わかる写真



購入日を証明できる書類



メーカーや修理店が発行する
修理レポート



修理費用
領収書



盗難届出証明書
※盗難の場合のみ必要。

キャッシュレス修理

店頭での支払いなしのキャッシュレス修理もご利用いただけます。

STEP 1

指定店舗確認

キャッシュレス修理をご希望の場合、記載のQRコード、またはURLより手順と指定店舗をご確認ください。

キャッシュレス修理対応 指定店舗について

<https://www.sakura-ins.co.jp/cashless/>



CHECK

STEP 2

キャッシュレス修理希望のお電話

下記の保険金請求窓口へお電話いただき、「キャッシュレス修理希望」とをお伝えください。

さくら損害保険株式会社 保険金請求窓口

☎ 0120-982-267

【受付時間】10:00~19:00
(年末年始除く)



CALL

STEP 3

店頭にて修理対応

お電話にて受け付けた指定店舗にて、お客さまの故障端末を修理いたします。



REPAIR

修理可能な場合は、対象端末の修理にかかった実費(消費税込)のうち、保険金額を上限としてお支払いします。※5 修理不能な場合は、購入価格の25%(消費税込)を保険金額を上限としてお支払いします。(購入時の価格が記載されている書類のご提出が必要です。)※6 対象端末の付属品・消耗品(ACアダプター・ケーブル・バッテリー・外部記録媒体等)は保険の対象外になります。※7 日本国内で発売されたメーカー(日本国外メーカーを含みます。)純正品の通信端末機器となります。※8 保険金の請求可能日は、保険開始日からとなります。また保険開始日より前に起きた事故は対象外となります。※9 保険金の請求は年2回(起算日は保険開始日とします。)まで可能です。※通信端末修理費用保険は『TSUBASAちばぎんVisaビジネスデビットカード(プラチナカード)』の特典となります。

1 本保険の対象者 (被保険者)

株式会社千葉銀行が発行した「TSUBASAちばぎんVisaビジネスデビットカード(プラチナカード)」の本会員 (以下、本会員と
いいます。)

2 補償対象となる通信端末機器と保険金額

修理可能な場合	修理不能な場合
最大 100,000円	最大 25,000円

3 対象通信端末機器の条件

※下記①～⑥すべてに
該当する必要があります。

- ①被保険者が所有する通信端末機器
- ②通信機能が内蔵された通信端末機器
- ③本会員の入会日または初年度保険開始日 (2024年10月1日) のいずれか
遅い日を起算日として、メーカー発売日から 5 年以内の製品である
か、またはメーカー発売日から 5 年を経過した製品であっても、本会
員の入会日または初年度保険開始日 (2024年10月1日) のいずれか
遅い日を起算日として、1年以内に購入したことの証明がとれる通信
端末機器
- ④通信端末機器購入時および本会員の入会日または初年度保険開始日
(2024年10月1日) のいずれか遅い日の時点で、画面割れ、ケース割れ、
水濡れ等がなく、正常に動作している通信端末機器
- ⑤日本国内で発売されたメーカーの純正品である通信端末機器
- ⑥日本国内で修理可能であり、かつ、日本国内で購入可能な通信端末機器

4 対象通信端末機器に該当しないもの

- ①対象端末機器の付属品・消耗品 (ACアダプター・ケーブル・バッテリー・
外部記録媒体等)
- ②対象通信端末機器内のソフトウェア
- ③レンタル・リースなど賃借の目的となっている通信端末機器
- ④過去に当該対象となる通信端末機器のメーカー修理 (メーカーが指定
する正規の修理拠点で修理されたもの) 以外で、不適正な修理・加工・
改造・過度な装飾がされたもの
- ⑤第三者の紛失、盗難の被害対象品 (違法な拾得物等) である通信端末機器
- ⑥中古製品として購入された通信端末機器で、上記「3 対象通信端末機器
の条件」を満たさないもの

5 保険金をお支払いする場合

偶然な事故により、保険の対象に次の損害が生じた場合に、損害の状況 (①もしくは②) に
応じて保険金をお支払いします。
国内での『破損』『水濡れ・水没』『自然故障』『盗難』
①保険の対象が修理または有償交換できた場合・・・修理可能な場合の保険金額 (100,000円)
を上限として、修理費用の実額をお支払いします。
②保険の対象が修理不能の場合・・・修理不能な場合の保険金額 (25,000円) を上限として、
保険対象の購入価格の25%をお支払いします。

6 支払限度額

① 修理可能な場合・・・100,000円を上限として、修理費用の実額をお支払いします。
② 修理不能な場合・・・25,000円を上限として、購入時の購入価格の25%をお支払いします。
ただし、購入証明書等で当該端末の購入価格の証明ができず、同等価格かつ同等端末機器
を再購入された場合には、25,000円を上限額として再購入時の購入価格の25%をお支払い
します。

7 保険金をお支払いしない場合

- [01] 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反
ア、保険契約者、被保険者、または保険金の受取人
※これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する
その他の機関をいいます。
イ、アに規定する者の法定代理人
ウ、アに規定する者の業務に従事中の使用人
- [02] 被保険者と生計を同一にする親族の故意
- [03] 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- [04] 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- [05] 次のいずれかに該当する事由
ア、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の
有害な特性またはこれらによる特性による事故
イ、ア、以外の放射線照射または放射能汚染
- [06] 次のいずれかに該当する事由
ア、[03] から [05] までの事由によって発生した事故の拡大
イ、発生原因が何であるかにかかわらず、上記 5「保険金をお支払いする場合」に記載の
損害の直接の原因となった事故の [03] から [05] までの事由による拡大 (事故の形態
や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。)
ウ、[03] から [05] までの事由に伴う秩序の混乱
- [07] 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
- [08] 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災。ただし、ご契約の保険対象が屋外に所在する場合に
限ります。
- [09] 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または非難に
必要な処置による場合を除きます。
- [10] 保険の対象に対する加工 (修理を除く。)。ただし、加工着手後に生じた場合に限ります。
- [11] 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣。
ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- [12] 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐
食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- [13] 保険の対象のメーカーまたは販売会社が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕
疵の存在する (瑕疵の存在が推定される場合を含みます。) 製品を対象として回収または
修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- [14] 購入から1年以内のメーカーの瑕疵
- [15] 詐欺または横領
- [16] 紛失・置き忘れ等およびその間に生じた損害またはこれらに起因する使用不能等の間接損害
- [17] 被保険者が「3 対象通信端末機器の条件」に規定するサービスの適用資格を有していな
いときに発生した場合
- [18] すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- [19] 保険開始日より前、もしくは退会日の属する月の翌以降に対象端末に生じた損害
- [20] 対象端末機器が、日本国内で発売されたメーカー (日本国外メーカーを含みます。) 純正品
以外の通信端末機器および技術マーク・PSEマークを取得していない通信端末機器の場合
- [21] 対象端末機器を被保険者が家族・知人等の個人から購入・譲受した場合またはフリーマー
ケット・オークション等から購入・譲受した場合
- [22] 対象端末機器が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- [23] 対象端末機器を被保険者以外の者が使用している場合
- [24] 対象端末機器にかかった修理費用以外の費用に関する請求 (見積り取得に関する送料、対
象端末機器の送料および費用支払時の事務費用等)
- [25] 日本国外で発生した事故による損害
- [26] 国外で行った対象端末機器の修理費用
- [27] ソフトウェアの瑕疵または障害による損害

8 免責事項

保険の対象となる通信端末機器に生じた損害について、免責金額（自己負担額）の設定はありません。

9 保険金支払回数（年間上限回数）

2 回

10 年間支払端末機器数

2 端末機器

11 他の補償との重複

保険の対象となる通信端末機器がメーカー保証、またはキャリアによる補償制度等により、本契約で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

12 保険金請求にあたり必要な書類

必要書類	修理可能な場合	修理不能な場合	盗難の場合
保険金請求書 ※WEB請求がご対応頂けない場合	◎	◎	◎
購入日を証明できる書類 ※メーカー発売日から5年以上経過した通信端末機器の場合は、保険開始日より1年以内に購入された事を証明できる書類	◎	◎	◎
損害状況がわかる写真	◎	◎	-
メーカーや修理店が発行する修理レポート ※修理内容が証明できるもの	◎	-	-
修理費用領収書	◎ 日付・発行店がわかるもの	-	-
修理不能に関して発行されるレポート ※修理ができないことを証明するもの	-	◎	-
購入証明書 ※対象通信端末機器を購入時の価格が記載されている書類。購入価格の証明ができず同等価格の機器を再購入された場合には、再購入した証明書	◎	◎	◎
盗難届出証明書	-	-	◎ 盗難による損害の場合

☆ 注記事項

- ◎印は原則として必要な書類書類です。
- その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- 修理可否の判断はメーカー・修理店が行います。

保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

13 保険金請求の流れ



保険金請求に関するお問い合わせ

さくら損害保険株式会社 保険金請求窓口

 **0120-982-267**
【受付時間】 10:00 ～ 19:00（年末年始除く）

保険金請求WEBサイト

【TSUBASAちばぎんVisaビジネスデビットカード（プラチナカード）本会員様用】
<https://www.sakura-ins-form.jp/form/66cd4aa20ca63>
記載URLまたはQRコードをご利用いただけるのアクセスが可能です。
※保険金の請求に必要な書類をご用意ください。

【登録端末機器変更届出書】
<https://www.sakura-ins.co.jp/agencydocument/chibabank/businessplatinumChange.pdf>





MEMO 欄